

PAL

連 合 会 だ よ り 「 パ ル 」

PALひろば
“共済”南北

今回は 千葉

小湊鐵道
房総里山トロッコ
(千葉県市原市)



今号の
主要項目

- 令和5年度地方公務員共済組合の長期給付事業の概況
- 令和6年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況
- 令和7年度における地方公務員共済組合の事業運営について
- 令和7年度の年金額改定について

CONTENTS

主要項目 1	令和5年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況 [総務部企画課]	P.03
主要項目 2	令和6年度 第3四半期積立金の管理 及び運用実績の状況 [資金運用部自家運用課]	P.08
主要項目 3	令和7年度における地方公務員共済組合の 事業運営について	P.17
主要項目 4	令和7年度の年金額改定について	P.25
年金制度等の日誌	年金制度に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.29
業務等の状況	会議開催状況	P.29
■ 宿泊施設の紹介 ホテルプラザ菜の花	[地方職員共済組合千葉県支部]	P.30
■ PALひろば“共済”南北 201 千葉のおすすめ観光スポット	[地方職員共済組合千葉県支部]	P.31

令和5年度 地方公務員共済組合の 長期給付事業の概況

[総務部企画課]

※数値は、「令和5年度 地方公務員共済組合等事業年報」に基づく。

1 組合員数等

令和5年度末の組合員の総数は2,939,706人で(<表1-1>参照)、前年度に比べて1,987人増加(対前年度比0.07%増)しました。
また、標準報酬の月額総額は1兆2,108億円、前年度に比べて69億円増加(同0.6%増)し、標準期末手当等の総額は4兆6,929億円で、前年度に比べて1,634億円増加(同3.6%増)しました。
なお、組合員種類別の組合員数及び構成割合は<表1-2>に示すとおりです。

<表1-1> 組合別・男女別組合員数、標準報酬の月額の総額、標準期末手当等の総額(長期適用)

(単位:人、千円)

区 分	組 合 員 数					標準報酬の月額 の総額	標準期末手当等 の総額
	男	女	計	令和4年度末計	対前年度増減		
地方職員	193,233	137,256	330,489	329,415	1,074	137,766,914	516,284,212
(団体共済部)	7,330	6,997	14,327	14,024	303	5,741,390	21,233,665
公立学校	447,844	508,836	956,680	958,122	▲ 1,442	395,525,958	1,618,427,370
警 察	248,471	46,571	295,042	296,452	▲ 1,410	140,965,240	501,752,997
東京都	76,354	53,773	130,127	128,741	1,386	58,122,332	221,221,198
市町村連合会	714,347	513,021	1,227,368	1,224,989	2,379	478,435,982	1,835,262,125
合 計	1,680,249	1,259,457	2,939,706	2,937,719	1,987	1,210,816,426	4,692,947,902

注:団体共済部は、地方職員の内数です。また、端数処理の関係で、内訳の計と合計値が一致しないところがあります。(以下、本稿において同じ。)

<表1-2> 組合員種類別の組合員数及び構成割合

(単位:人、%)

区 分	男	女	計	構成割合
一般組合員	1,297,639	1,216,781	2,514,420	85.5
地方公共団体の長である組合員	1,725	59	1,784	0.1
特定消防組合員	148,252	5,646	153,898	5.2
長期組合員	7,554	7,036	14,590	0.5
船員一般組合員	1,832	26	1,858	0.1
継続長期組合員	1,107	95	1,202	0.0
特定警察組合員	222,140	29,814	251,954	8.6
合 計	1,680,249	1,259,457	2,939,706	100.0

2 長期給付に係る経理等の収支状況

令和5年度末の各組合の厚生年金保険経理並びに連合会の厚生年金保険調整経理、厚生年金拠出金経理及び基礎年金拠出金経理を合わせた収支状況は、<表2-1>に示すとおり、収入総額9兆9,519億円、支出総額8兆1,325億円で、その収支差は1兆8,194億円となります。

この結果、厚生年金保険給付に充てるべき積立金は22兆8,572億円となりました。

また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-2>に示すとおりです。

なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は3兆7,141億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-1> 厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分		令和5年度決算
収 入	負担金	2,646,307,905
	組合員保険料	1,706,593,096
	厚生年金交付金	3,393,437,648
	基礎年金交付金	37,540,997
	財政調整拠入金受入金	221,803,123
	利息及び配当金	6,494,372
	信託の運用益	1,937,852,627
	その他	1,884,426
	合 計	9,951,914,194
支 出	給付費	3,714,050,987
	厚生年金拠出金	3,042,001,409
	基礎年金拠出金	1,358,659,982
	財政調整拠出金	-
	信託の運用損	9,837,495
	その他	7,933,991
	合 計	8,132,483,864
収 支 差		1,819,430,330
積立金	組合勘定	9,737,529,005
	連合会勘定	13,119,663,224
	合 計	22,857,192,229

注1:「厚生年金拠出金(負担金)」・「厚生年金交付金(支払金)」・「基礎年金拠出金(負担金)」・「基礎年金交付金(支払金)」については、地方公務員共済組合全体では二重計上となるため、調整の上、集計しています。(＜表2-2＞において同じ。)

注2:収入には「組合払込金(連合会払込金返還金)」及び「連合会交付金(組合交付金返還金)」を、支出には「連合会払込金(組合払込金返還金)」及び「組合交付金(連合会交付金返還金)」を含みません。(＜表2-2＞において同じ。)

なお、「組合(連合会)払込金」に係る額が1,599億円、「連合会(組合)交付金」に係る額が78億円となっています。

<表2-2> 組合別厚生年金保険経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	891,802,036	878,407,621	13,394,415	206,694,704
(団体共済部)	40,611,456	33,544,300	7,067,156	91,125,728
公立学校	2,872,659,961	2,880,724,497	▲ 8,064,536	2,078,440,862
警 察	954,612,957	755,677,656	198,935,301	1,658,203,569
東京都	391,791,224	370,066,876	21,724,348	231,697,766
市町村連合会	3,510,222,251	3,086,600,302	423,621,949	5,562,492,104
地共済連合会	1,330,825,765	161,006,912	1,169,818,853	13,119,663,224
合 計	9,951,914,194	8,132,483,864	1,819,430,330	22,857,192,229

令和5年度末の各組合の退職等年金経理並びに連合会の退職等年金給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-3>に示すとおり、収入総額2,906億円、支出総額106億円で、その収支差は2,800億円となります。この結果、退職等年金給付に充てるべき積立金は2兆3,729億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-4>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は77億5,469万円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-3> 退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和5年度決算
収 入	負担金 139,974,517
	掛金 140,017,985
	財政調整拠出金受入金 -
	利息及び配当金 895,363
	信託の運用益 9,708,574
	その他 29,595
	合 計 290,626,034
支 出	給付費 7,754,690
	財政調整拠出金 -
	信託の運用損 -
	その他 2,862,486
	合 計 10,617,176
収 支 差 280,008,858	
積立金	組合勘定 2,255,594,252
	連合会勘定 117,310,486
	合 計 2,372,904,738

注:収入には「組合払込金」を含まず、支出には「連合会払込金」を含みません。(<表2-4>において同じ。)なお、「組合(連合会)払込金」に係る額は141億円となっています。

<表2-4> 組合別退職等年金経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	32,914,147	1,243,743	31,670,404	252,667,938
(団体共済部)	1,381,860	63,781	1,318,079	9,919,524
公立学校	95,041,829	3,797,569	91,244,260	766,366,803
警 察	33,669,654	900,290	32,769,364	259,087,915
東京都	13,774,587	459,057	13,315,530	103,551,190
市町村連合会	114,742,433	3,710,793	111,031,640	873,920,406
地共済連合会	483,384	505,724	▲ 22,340	117,310,486
合 計	290,626,034	10,617,176	280,008,858	2,372,904,738

令和5年度末の各組合の経過的長期経理及び連合会の経過的長期給付調整経理を合わせた収支状況は、<表2-5>に示すとおり、収入総額2兆1,305億円、支出総額7,254億円で、その収支差は1兆4,050億円となります。この結果、経過的長期給付に充てるべき積立金は2兆1,560億円となりました。また、各組合(連合会)別の収支状況は、<表2-6>に示すとおりです。なお、支出のうち、年金給付に充てた金額は5,630億円となっており、内訳は<表2-7>のとおりとなっています。

<表2-5> 経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	令和5年度決算
収 入	負担金 23,117,330
	基礎年金交付金(連合会交付金) 55,489
	利息及び配当金 9,685,636
	信託の運用益 2,097,432,469
	その他 159,257
	合 計 2,130,450,181
支 出	給付費 563,031,458
	拠出金 157,764,902
	信託の運用損 3,845,040
	その他 806,577
	合 計 725,447,977
収 支 差 1,405,002,204	
積立金	組合勘定 8,859,809,144
	連合会勘定 13,296,213,951
	合 計 22,156,023,095

注:収入には「連合会交付金」を含まず、支出には「組合交付金」を含みません。(<表2-6>において同じ。)なお、「連合会(組合)交付金」に係る額は579億円となっています。

<表2-6> 組合別経過的長期経理等の収支状況

(単位:千円)

区 分	収 入 ①	支 出 ②	差 引 ①－②	年度末積立金
地方職員	8,661,807	61,573,343	▲ 52,911,536	94,557,769
(団体共済部)	7,165,978	2,247,019	4,918,959	92,772,090
公立学校	176,787,149	205,779,573	▲ 28,992,424	1,700,514,658
警 察	145,088,963	50,514,377	94,574,586	1,410,179,207
東京都	17,222,295	27,503,114	▲ 10,280,819	138,313,400
市町村連合会	559,038,266	220,586,971	338,451,295	5,516,244,110
地共済連合会	1,223,651,701	159,490,599	1,064,161,102	13,296,213,951
合 計	2,130,450,181	725,447,977	1,405,002,204	22,156,023,095

<表2-7> 年金給付支給状況(全体)

(単位:件、千円)

区 分	支給件数 (令和5年度決算)	支給額 (令和5年度決算)
厚生年金保険給付	7,535,962	1,342,811,870
老齢厚生年金	6,751,799	1,228,682,927
65歳以上	5,932,408	1,088,276,715
65歳未満	818,833	140,349,994
繰上げ支給	558	56,217
障害厚生年金	74,853	13,423,803
障害手当金	7	13,974
遺族厚生年金	709,295	100,681,735
脱退一時金	8	9,431
退職等年金給付	3,108,869	7,754,690
退職年金	3,089,779	3,725,950
終 身	1,678,560	1,541,200
有期(240月)	759,234	747,013
有期(120月)	651,985	1,437,737
有期退職年金一時金	13,825	2,947,528
整理退職一時金	155	45,906
遺族に対する一時金	4,016	868,438
脱退一時金	5	509
公務障害年金	184	81,073
公務遺族年金	905	85,286
退職共済年金	14,101,518	2,107,752,505
既裁定	7,617,979	1,887,159,945
うち繰上げ支給	193,907	43,000,997
職 域	6,482,854	220,520,110
65歳以上	5,739,199	198,111,516
65歳未満	743,104	22,397,677
繰上げ支給	551	10,918
追加費用	685	72,450
うち繰上げ支給	-	-
退職年金	327,838	110,361,248
減額退職年金	43,250	9,798,342
通算退職年金	11,822	1,133,686
退職一時金	2	10
脱退一時金	3	5,977
返還一時金	1	313
障害共済年金	148,974	21,452,204
既裁定	117,086	20,551,204
公務等	3,775	1,395,310
公務外	113,311	19,155,893
職 域	31,888	901,000
公務等	273	64,937
公務外	31,615	836,063
追加費用	-	-
障害年金	12,699	3,649,774
公務上	680	321,871
公務外	12,019	3,327,903
障害一時金	-	-
遺族共済年金	4,312,255	647,822,167
既裁定	2,165,083	454,393,480
公務等	10,015	1,790,258
公務外	2,155,068	452,603,222
職 域	1,434,107	29,683,887
公務等	331	11,389
公務外	1,433,776	29,672,498
追加費用	713,065	163,744,800
遺族年金	155,300	32,197,045
公務上	5,444	1,247,357
公務外	149,856	30,949,688
通算遺族年金	2,223	95,125
特例死亡一時金	-	-
死亡一時金	-	-
短期在留脱退一時金	1	2,179
合 計	29,760,717	4,284,837,134

3 受給権者数及び年金額

令和5年度末の受給権者（在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。）は、総数5,239,755人（対前年度比5.4%増）でした。これを共済組合別に見ると、地方職員550,478人（同4.1%増）、公立学校1,840,717人（同6.6%増）、警察421,940人（同4.7%増）、東京都246,322人（同3.9%増）、市町村連合会2,180,298人（同5.1%増）で、年金種類別受給権者数、構成割合は＜表3-1＞のとおりです。

＜表3-1＞ 組合別年金種類別受給権者数

（単位：人、％）

区 分		地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合	
		(団体共済部)								
厚生年金保険給付	老齢厚生年金	109,696	7,106	421,400	98,924	51,671	493,452	1,175,143	22.4	
	65歳以上	100,351	6,429	379,575	82,385	47,177	450,030	1,059,518	20.2	
	65歳未満	9,343	677	41,811	16,485	4,494	43,401	115,534	2.2	
	繰上げ支給	2	-	14	54	-	21	91	0.0	
	障害厚生年金	1,810	96	5,574	1,560	761	6,797	16,502	0.3	
	遺族厚生年金	17,905	865	36,669	13,531	7,595	69,297	144,997	2.8	
	計	129,411	8,067	463,643	114,015	60,027	569,546	1,336,642	25.5	
退職等年金給付	退職年金	54,269	2,956	235,436	45,461	23,010	237,178	595,354	11.4	
	終 身	10年以上	30,637	1,354	118,221	25,792	11,918	124,441	311,009	5.9
		10年未満	1,968	341	6,897	39	92	3,341	12,337	0.2
		小 計	32,605	1,695	125,118	25,831	12,010	127,782	323,346	6.2
	有期 (240月)	10年以上	5,440	238	56,365	4,052	3,577	72,560	141,994	2.7
		10年未満	309	48	2,212	4	20	1,534	4,079	0.1
		小 計	5,749	286	58,577	4,056	3,597	74,094	146,073	2.8
	有期 (120月)	10年以上	15,089	795	48,553	15,549	7,348	34,420	120,959	2.3
		10年未満	826	180	3,188	25	55	882	4,976	0.1
		小 計	15,915	975	51,741	15,574	7,403	35,302	125,935	2.4
	公務障害年金	2	-	24	14	1	42	83	0.0	
	公務遺族年金	23	-	36	60	2	148	269	0.0	
	計	54,294	2,956	235,496	45,535	23,013	237,368	595,706	11.4	
退職共済年金	既裁定	142,899	6,849	405,071	85,538	68,819	540,266	1,242,593	23.7	
	20年以上	122,295	4,595	351,495	74,685	60,236	444,342	1,053,053	20.1	
	20年未満	18,029	2,197	38,637	8,896	8,120	84,300	157,982	3.0	
	繰上げ支給	2,575	57	14,939	1,957	463	11,624	31,558	0.6	
	職 域	105,735	6,588	411,759	96,667	50,848	479,019	1,144,028	21.8	
	65歳以上	20年以上	75,417	3,163	300,545	67,069	33,724	338,981	815,736	15.6
		20年未満	21,397	2,810	70,731	13,377	12,712	98,228	216,445	4.1
		繰上げ支給	2	-	14	54	-	21	91	0.0
		小 計	96,816	5,973	371,290	80,500	46,436	437,230	1,032,272	19.7
	65歳未満	20年以上	6,787	289	33,333	15,077	3,274	32,262	90,733	1.7
		20年未満	2,132	326	7,136	1,090	1,138	9,527	21,023	0.4
		繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-
		小 計	8,919	615	40,469	16,167	4,412	41,789	111,756	2.1
	追加費用	36	22	16	-	4	57	113	0.0	
	20年以上	27	17	1	-	-	10	38	0.0	
	20年未満	9	5	15	-	4	47	75	0.0	
	繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	248,670	13,459	816,846	182,205	119,671	1,019,342	2,386,734	45.6	
障害共済年金	既裁定	4,180	222	14,713	3,057	1,487	15,612	39,049	0.7	
	公務等	73	4	227	194	27	256	777	0.0	
	公務外	4,107	218	14,486	2,863	1,460	15,356	38,272	0.7	
	職 域	1,068	40	3,269	861	476	3,867	9,541	0.2	
	公務等	7	-	17	28	4	28	84	0.0	
	公務外	1,061	40	3,252	833	472	3,839	9,457	0.2	
	追加費用	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	5,248	262	17,982	3,918	1,963	19,479	48,590	0.9		
遺族共済年金	既裁定	49,524	1,763	118,277	33,323	17,919	146,414	365,457	7.0	
	公務等	170	1	297	369	50	810	1,696	0.0	
	公務外	49,354	1,762	117,980	32,954	17,869	145,604	363,761	6.9	
	職 域	35,681	1,372	88,220	25,354	14,244	114,560	278,059	5.3	
	公務等	3	-	17	13	5	50	88	0.0	
	公務外	35,678	1,372	88,203	25,341	14,239	114,510	277,971	5.3	
	追加費用	17,805	521	51,622	11,791	6,621	45,286	133,125	2.5	
	計	103,010	3,656	258,119	70,468	38,784	306,260	776,641	14.8	
	共済年金計	356,928	17,377	1,092,947	256,591	160,418	1,345,081	3,211,965	61.3	
	退職年金	4,112	59	33,183	2,772	1,163	11,884	53,114	1.0	
減額退職年金	847	22	3,395	154	146	2,471	7,013	0.1		
通算退職年金	69	14	292	15	59	1,320	1,755	0.0		
障害年金	障害年金	289	8	1,507	125	99	1,054	3,074	0.1	
	公務上	17	-	46	22	4	49	138	0.0	
	公務外	272	8	1,461	103	95	1,005	2,936	0.1	
	遺族年金	4,483	84	10,225	2,727	1,391	11,314	30,140	0.6	
	公務上	143	2	205	239	39	364	990	0.0	
	公務外	4,340	82	10,020	2,488	1,352	10,950	29,150	0.6	
	通算遺族年金	45	14	29	6	6	260	346	0.0	
	旧年金計	9,845	201	48,631	5,799	2,864	28,303	95,442	1.8	
	合 計	550,478	28,601	1,840,717	421,940	246,322	2,180,298	5,239,755	100.0	

注：在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。

令和5年度末の年金額(在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者に係る年金額も含みます。)は、総額4兆6,295億円(対前年度比1.21%増)でした。これを共済組合別に見ると、地方職員5,123億円(同0.16%増)、公立学校1兆7,406億円(同1.38 %増)、警察3,942億円(同1.10 %増)、東京都2,181億円(同0.47%増)、市町村連合会1兆7,643億円(同1.47%増)で、年金種類別年金額、構成割合は<表3-2>のとおりです。

<表3-2> 組合別年金額別年金額

(単位:千円、%)

区 分		地方職員		公立学校	警 察	東京都	市町村連合会	合 計	構成割合	
		(団体共済部)								
厚生年金保険給付	老齢厚生年金	120,956,876	5,363,887	498,699,011	127,885,283	53,961,054	518,192,076	1,319,694,301	28.5	
	65歳以上	111,604,743	4,917,977	452,129,190	105,930,050	49,250,073	475,614,541	1,194,528,596	25.8	
	65歳未満	9,351,595	445,910	46,561,174	21,916,527	4,710,981	42,568,867	125,109,143	2.7	
	繰上げ支給	539	-	8,648	38,706	-	8,669	56,562	0.0	
	障害厚生年金	1,645,939	84,664	5,791,919	1,565,048	661,336	5,832,696	15,496,938	0.3	
	遺族厚生年金	19,881,116	615,791	44,686,864	14,917,221	8,321,723	70,742,872	158,549,796	3.4	
	計	142,483,931	6,064,342	549,177,794	144,367,552	62,944,113	594,767,645	1,493,741,034	32.3	
退職等年金給付	退職年金	461,952	25,257	1,945,815	393,692	215,613	1,703,456	4,720,528	0.1	
	終 身	10年以上	191,808	9,239	756,340	148,950	77,614	726,590	1,901,302	0.0
		10年未満	6,453	1,011	27,520	111	326	9,107	43,518	0.0
		小 計	198,261	10,250	783,860	149,061	77,941	735,697	1,944,819	0.0
	有期 (240月)	10年以上	34,866	1,778	401,347	26,541	25,965	454,818	943,538	0.0
		10年未満	1,012	166	10,436	24	89	4,377	15,939	0.0
		小 計	35,879	1,944	411,783	26,565	26,054	459,196	959,476	0.0
	有期 (120月)	10年以上	222,010	11,931	723,358	217,917	111,187	503,745	1,778,217	0.0
		10年未満	5,802	1,132	26,814	150	431	4,818	38,015	0.0
		小 計	227,812	13,063	750,172	218,067	111,618	508,563	1,816,232	0.0
	公務障害年金	4,596	-	42,575	28,693	1,050	85,394	162,308	0.0	
	公務遺族年金	8,970	-	14,491	24,634	779	61,856	110,731	0.0	
	計	475,518	25,257	2,002,881	447,020	217,443	1,850,706	4,993,567	0.1	
	退職共済年金	既裁定	220,531,215	8,200,418	676,623,803	140,882,512	100,977,812	740,182,800	1,879,198,142	40.6
20年以上		212,588,501	7,557,125	645,768,037	136,234,823	98,334,235	702,498,846	1,795,424,441	38.8	
20年未満		4,316,949	564,195	9,696,211	1,830,827	2,033,627	22,596,902	40,474,515	0.9	
繰上げ支給		3,625,766	79,099	21,159,555	2,816,863	609,950	15,087,052	43,299,186	0.9	
職 域		21,166,444	898,585	89,125,327	22,364,349	9,564,200	91,872,574	234,092,894	5.1	
65歳以上		20年以上	19,222,827	781,553	80,003,130	18,509,501	8,570,435	82,885,283	209,191,176	4.5
		20年未満	434,317	48,782	1,295,161	302,476	247,996	2,016,579	4,296,529	0.1
		繰上げ支給	101	-	1,755	7,378	-	1,672	10,906	0.0
小 計		19,657,245	830,335	81,300,046	18,819,356	8,818,430	84,903,534	213,498,611	4.6	
65歳未満		20年以上	1,462,976	62,248	7,708,243	3,527,570	716,682	6,757,663	20,173,134	0.4
		20年未満	46,223	6,002	117,039	17,423	29,087	211,377	421,149	0.0
		繰上げ支給	-	-	-	-	-	-	-	0.0
小 計		1,509,199	68,250	7,825,281	3,544,993	745,769	6,969,041	20,594,283	0.4	
追加費用		37,171	21,654	8,057	-	1,066	25,609	71,902	0.0	
20年以上		35,855	20,737	1,506	-	-	13,648	51,009	0.0	
20年未満		1,317	917	6,551	-	1,066	11,961	20,894	0.0	
繰上げ支給		-	-	-	-	-	-	-	0.0	
計		241,734,830	9,120,657	765,757,187	163,246,861	110,543,078	832,080,983	2,113,362,938	45.6	
障害共済年金		既裁定	4,439,055	223,642	17,193,429	3,826,809	1,532,637	16,164,284	43,156,213	0.9
	公務等	202,157	6,538	641,959	546,398	83,481	763,271	2,237,265	0.0	
	公務外	4,236,898	217,104	16,551,470	3,280,411	1,449,156	15,401,012	40,918,948	0.9	
	職 域	172,232	5,721	606,361	182,581	75,695	612,946	1,649,815	0.0	
	公務等	12,542	-	28,835	43,127	6,542	56,428	147,474	0.0	
	公務外	159,691	5,721	577,526	139,454	69,152	556,518	1,502,341	0.0	
	追加費用	-	-	-	-	-	-	-	0.0	
計	4,611,287	229,363	17,799,790	4,009,390	1,608,332	16,777,230	44,806,028	1.0		
遺族共済年金	既裁定	72,623,380	1,584,324	194,940,606	49,338,693	25,830,131	192,157,100	534,889,909	11.6	
	公務等	271,896	1,182	483,469	606,965	77,863	1,242,243	2,682,437	0.1	
	公務外	72,351,483	1,583,141	194,457,137	48,731,728	25,752,268	190,914,856	532,207,472	11.5	
	職 域	4,811,565	159,286	13,184,567	3,846,541	2,011,057	15,747,328	39,601,059	0.9	
	公務等	1,147	-	7,796	7,159	2,635	26,578	45,316	0.0	
	公務外	4,810,417	159,286	13,176,772	3,839,382	2,008,422	15,720,750	39,555,743	0.9	
	追加費用	27,700,583	693,559	86,779,040	18,332,497	10,087,207	66,513,731	209,413,058	4.5	
	計	105,135,528	2,437,169	294,904,213	71,517,731	37,928,395	274,418,159	783,904,026	16.9	
	共済年金計	351,481,645	11,787,189	1,078,461,190	238,773,982	150,079,803	1,123,276,372	2,942,072,992	63.6	
	退職年金	10,339,344	104,709	87,778,509	6,390,895	2,694,711	25,049,893	132,253,352	2.9	
	減額退職年金	1,345,404	29,947	6,740,019	217,718	243,670	4,059,529	12,606,339	0.3	
	通算退職年金	64,385	5,825	265,709	17,460	70,351	780,327	1,198,232	0.0	
	障害年金	497,339	11,898	2,666,566	245,505	156,152	1,638,238	5,203,798	0.1	
	公務上	47,118	-	156,585	78,833	11,510	164,045	458,091	0.0	
	公務外	450,221	11,898	2,509,981	166,671	144,642	1,474,193	4,745,707	0.1	
	遺族年金	5,590,311	74,114	13,477,084	3,766,315	1,683,151	12,839,446	37,356,308	0.8	
	公務上	285,557	3,243	432,281	512,914	79,202	714,289	2,024,243	0.0	
	公務外	5,304,754	70,871	13,044,804	3,253,401	1,603,950	12,125,157	35,332,065	0.8	
	通算遺族年金	11,772	2,087	10,113	2,965	2,980	64,265	92,096	0.0	
	旧年金計	17,848,555	228,580	110,937,999	10,640,858	4,851,015	44,431,697	188,710,125	4.1	
	合 計	512,289,649	18,105,368	1,740,579,864	394,229,411	218,092,373	1,764,326,420	4,629,517,718	100.0	

注:在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている者も含みます。

令和6年度第3四半期積立金の管理及び運用実績の状況

[資金運用部自家運用課]

ご紹介

令和6年度第3四半期における地方公務員共済組合連合会の積立金の管理及び運用実績並びに地方公務員共済全体の積立金の管理及び運用実績の状況について、主な内容をお知らせします。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」内、「資金運用状況」「令和6年度」「第3四半期:管理及び運用実績の状況」にてご覧になれます。<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/joukyo.html>)

年金積立金は長期的な運用を行うものですので、その運用状況も長期的に判断することが必要です。

また、総合収益額は、各期末時点での時価に基づく評価であるため、評価損益を含んでおり、市場の動向によって変動するものであることにもご留意ください。

なお、当該四半期における運用実績については、速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

市場環境【各市場の動き(令和6年10月～12月)】

国内債券

10年国債利回りは上昇しました。円安進行による日銀の追加利上げ観測の高まりや、米国の長期金利上昇を受けて上昇(債券価格は下落)しました。

国内株式

国内株式は上昇しました。国内外の政治動向の不透明感などから下落する場面もみられましたが、円安に伴う輸出関連企業等の業績改善期待や、堅調な米国株式動向を受けて上昇しました。

外国債券

米国10年国債利回りは上昇しました。米次期政権の政策への警戒感や、堅調な景気動向を受けて米国連邦準備制度理事会(FRB)による利下げペースが減速するとの見方が強まる中、上昇(債券価格は下落)しました。

外国株式

外国株式は上昇しました。米次期政権の経済政策への期待感や堅調な企業業績を受けて、NYダウは最高値を更新した後、金利上昇による割高感から利益確定売りに押され上昇幅を縮小しました。

外国為替

ドル円は、日銀の追加利上げ観測の高まりから円高進行する場面もみられましたが、米国の長期金利上昇や日銀の利上げ見送りを背景に円安が進行しました。ユーロ円は、ドイツの景気低迷や欧州中央銀行(ECB)の追加利下げなどを受け、ドル円と比べると小幅な円安進行となりました。

【ベンチマーク収益率】

【参考指標】

	R6年10～12月		R6年9月末	R6年10月末	R6年11月末	R6年12月末
国内債券 NOMURA-BPI総合	▲1.31%	国内債券 (10年国債利回り) (%)	0.86	0.95	1.05	1.10
国内株式 TOPIX(配当込み)	5.43%	国内株式 (TOPIX配当なし) (ポイント)	2,645.94	2,695.51	2,680.71	2,784.92
		国内株式 (日経平均株価) (円)	37,919.55	39,081.25	38,208.03	39,894.54
外国債券 FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし円ベース)	4.02%	外国債券 (米国10年国債利回り) (%)	3.78	4.28	4.17	4.57
		外国債券 (ドイツ10年国債利回り) (%)	2.12	2.39	2.09	2.37
外国株式 MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み)	9.05%	外国株式 (NYダウ) (ドル)	42,330.15	41,763.46	44,910.65	42,544.22
		外国株式 (ドイツDAX) (ポイント)	19,324.93	19,077.54	19,626.45	19,909.14
		外国為替 (ドル/円) (円)	143.04	152.33	150.19	157.16
		外国為替 (ユーロ/円) (円)	159.64	165.37	158.63	162.74

① 厚生年金保険給付調整積立金

運用利回り	4.32%
(時間加重収益率・運用手数料等控除前)	
運用収入額	7,523億円
(総合収益額・運用手数料等控除前)	
運用資産残高	18兆1,907億円
(時価)	

② 経過的長期給付調整積立金

運用利回り	4.24%
(時間加重収益率・運用手数料等控除前)	
運用収入額	7,432億円
(総合収益額・運用手数料等控除前)	
運用資産残高	18兆2,357億円
(時価)	

③ 退職等年金給付調整積立金

運用利回り	0.16%
(実現収益率)	
運用収入額	2.33億円
(実現収益額)	
運用資産残高	1,472億円
(簿価)	

1 時間加重収益率

運用機関の意思によってコントロールできない運用元本等の流出入の影響を排除して、時価に基づいて計算した収益率です。このため、運用機関の運用能力を評価するのに適した収益率の計算方法となっています。

2 総合収益額

実現収益額に加え資産の時価評価による評価損益を加味した、時価に基づく収益額です。

(計算式) 総合収益額 = 売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)

1 厚生年金保険給付調整積立金の運用状況

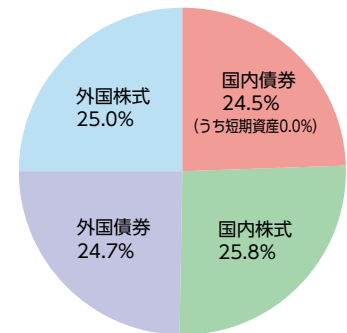
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.5	24.2	25.2	24.5	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	25.4	25.2	25.2	25.8	—	25.0
外国債券	24.7	25.1	24.6	24.7	—	25.0
外国株式	25.4	25.4	25.1	25.0	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。
 (注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注3) 令和6年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は2.4%(上限5%)です。
 (注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、外国株式の上昇等により4.32%となりました。

なお、修正総合収益率は、4.27%となりました。

資産別の時間加重収益率については、国内債券は▲1.22%、国内株式は5.35%、外国債券は4.30%、外国株式は8.92%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、7,523億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲538億円、国内株式2,372億円、外国債券は1,841億円、外国株式3,849億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、18兆1,907億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末				第2四半期末				第3四半期末			
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	43,787	42,532	▲1,255	45,757	43,659	▲2,099	45,276	43,793	▲1,483	46,549	44,603	▲1,946	—	—	—
うち短期資産	(19)	(19)	(0)	(26)	(26)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
国内株式	27,436	44,069	16,633	28,862	45,376	16,515	29,943	43,833	13,890	31,591	46,864	15,274	—	—	—
外国債券	39,825	42,923	3,098	40,221	45,280	5,059	40,817	42,813	1,997	41,775	45,014	3,239	—	—	—
外国株式	20,149	44,085	23,937	19,953	45,805	25,852	21,372	43,651	22,279	21,118	45,425	24,308	—	—	—
合計	131,197	173,609	42,412	134,793	180,120	45,327	137,408	174,090	36,683	141,033	181,907	40,874	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。
 (注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 修正総合収益率

実現収益額に資産の時価評価による評価損益増減を加え、時価に基づく収益を把握し、それを元本平均残高に前期末未収収益と前期末評価損益を加えたもので除した時価ベースの比率です。算出が比較的容易なことから、運用の効率性を表す時価ベースの資産価値の変化を把握する指標として用いられます。

(計算式) 修正総合収益率 = {売買損益 + 利息・配当金収入 + 未収収益増減(当期末未収収益 - 前期末未収収益) + 評価損益増減(当期末評価損益 - 前期末評価損益)} / (元本(簿価)平均残高 + 前期末未収収益 + 前期末評価損益)

2 経過的長期給付調整積立金の運用状況

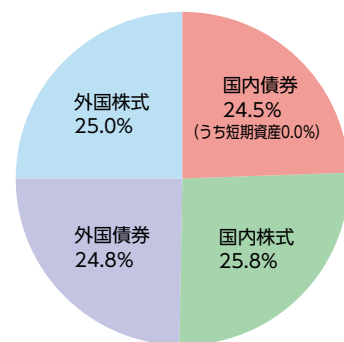
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	24.5	24.2	25.1	24.5	—	25.0
うち短期資産	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	—	
国内株式	25.4	25.2	25.2	25.8	—	25.0
外国債券	24.7	25.2	24.6	24.8	—	25.0
外国株式	25.4	25.4	25.1	25.0	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±10%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

時間加重収益率は、外国株式の上昇等により4.24%となりました。

なお、修正総合収益率は、4.19%となりました。

資産別の時間加重収益率については、国内債券は▲1.17%、国内株式は5.37%、外国債券4.05%、外国株式8.76%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、7,432億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲518億円、国内株式2,392億円、外国債券は1,749億円、外国株式3,809億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、18兆2,357億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	44,575	43,388	▲1,188	46,117	44,160	▲1,957	45,550	44,149	▲1,401	46,479	44,614	▲1,865	—	—	—
うち短期資産	(31)	(31)	(0)	(0)	(0)	(0)	(31)	(31)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
国内株式	27,620	44,935	17,316	28,850	45,989	17,139	29,759	44,183	14,424	31,247	47,030	15,783	—	—	—
外国債券	40,734	43,624	2,889	41,169	46,016	4,848	41,420	43,244	1,824	42,231	45,208	2,977	—	—	—
外国株式	20,033	44,933	24,900	19,685	46,438	26,753	20,927	44,087	23,159	20,502	45,505	25,004	—	—	—
合計	132,962	176,879	43,917	135,822	182,604	46,782	137,656	175,662	38,006	140,459	182,357	41,898	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険については、国内債券に含めています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付調整積立金の運用状況

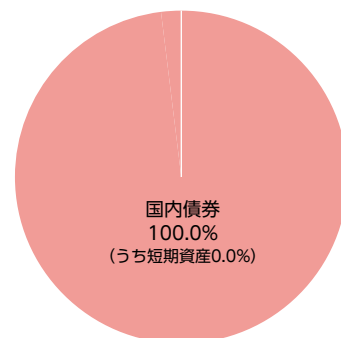
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.16%となりました。

退職等年金給付調整積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、2.33億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、1,472億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	1,173	1,118	▲ 55	1,264	1,177	▲ 87	1,333	1,263	▲ 70	1,472	1,381	▲ 92	—	—	—
うち短期資産	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	—	—	—
合計	1,173	1,118	▲ 55	1,264	1,177	▲ 87	1,333	1,263	▲ 70	1,472	1,381	▲ 92	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

① 厚生年金保険給付積立金

運用利回り	4.34% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	1兆3,096億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	31兆1,203億円 (時価)

② 経過的長期給付積立金

運用利回り	4.30% (修正総合収益率・運用手数料等控除後)
運用収入額	1兆2,771億円 (総合収益額・運用手数料等控除後)
運用資産残高	30兆5,389億円 (時価)

③ 退職等年金給付積立金

運用利回り	0.15% (実現収益率)
運用収入額	37億円 (実現収益額)
運用資産残高	2兆6,023億円 (簿価)

1 厚生年金保険給付積立金の運用状況

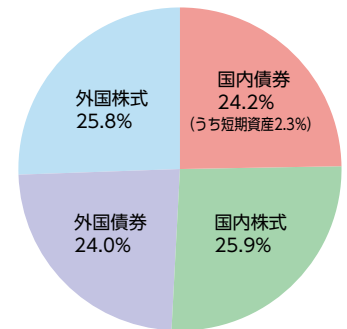
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	25.2	23.8	25.6	24.2	—	25.0
うち短期資産	(3.5)	(2.0)	(3.1)	(2.3)	—	
国内株式	25.6	25.6	25.3	25.9	—	25.0
外国債券	23.5	24.4	23.7	24.0	—	25.0
外国株式	25.7	26.2	25.4	25.8	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 令和6年度第3四半期末において、オルタナティブ資産が積立金全体に占める割合は2.2%(上限5%)です。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により4.34%となりました。

なお、時間加重収益率は、4.39%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券は▲1.08%、国内株式は5.39%、外国債券4.23%、外国株式8.79%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆3,096億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲822億円、国内株式4,147億円、外国債券3,045億円、外国株式6,725億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、31兆1,203億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	78,201	76,544	▲1,657	76,154	73,257	▲2,897	79,155	77,100	▲2,055	78,126	75,323	▲2,803	—	—	—
うち短期資産	(10,591)	(10,591)	(0)	(6,050)	(6,050)	(0)	(9,462)	(9,463)	(1)	(7,168)	(7,168)	(1)	—	—	—
国内株式	48,177	77,951	29,774	49,480	78,910	29,430	51,092	75,938	24,846	53,463	80,749	27,286	—	—	—
外国債券	65,995	71,346	5,351	66,676	75,307	8,631	67,693	71,210	3,517	69,128	74,720	5,592	—	—	—
外国株式	36,199	78,155	41,956	35,659	80,800	45,141	37,351	76,381	39,030	37,435	80,411	42,976	—	—	—
合計	228,572	303,997	75,425	227,969	308,274	80,305	235,291	300,628	65,338	238,153	311,203	73,050	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

2 経過的長期給付積立金の運用状況

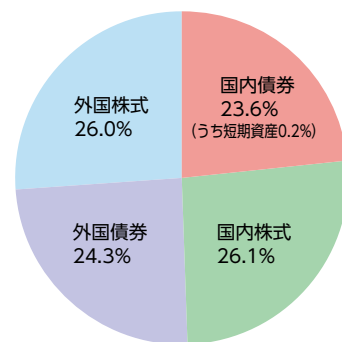
(1) 資産構成割合

資産構成割合は、市場の時価変動の影響等により、以下のとおりとなりました。

(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	23.9	23.5	24.6	23.6	—	25.0
うち短期資産	(0.4)	(0.3)	(0.4)	(0.2)	—	
国内株式	26.2	25.7	25.5	26.1	—	25.0
外国債券	23.6	24.6	24.2	24.3	—	25.0
外国株式	26.3	26.3	25.7	26.0	—	25.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(注1) 基本ポートフォリオの許容乖離幅は、国内債券±20%、国内株式±12%、外国債券±9%、外国株式±11%です。

(注2) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注3) 団体生存保険・不動産については、国内債券に含めています。

(注4) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

(2) 運用利回り

修正総合収益率は、外国株式の上昇等により4.30%となりました。

なお、時間加重収益率は、4.34%となりました。

資産別の修正総合収益率については、国内債券▲1.08%、国内株式は5.38%、外国債券4.00%、外国株式8.68%となりました。

(3) 運用収入額

総合収益額(時価)は、1兆2,771億円となりました。

資産別の総合収益額(時価)については、国内債券▲785億円、国内株式4,100億円、外国債券は2,876億円、外国株式6,581億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(時価)は、30兆5,389億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	72,955	71,456	▲1,499	74,869	72,118	▲2,751	74,551	72,604	▲1,948	74,850	72,148	▲2,701	—	—	—
うち短期資産	(1,100)	(1,100)	(0)	(788)	(788)	(0)	(1,221)	(1,221)	(0)	(745)	(746)	(0)	—	—	—
国内株式	47,924	78,320	30,396	49,053	78,897	29,844	50,230	75,314	25,084	52,311	79,693	27,382	—	—	—
外国債券	65,688	70,546	4,858	67,631	75,711	8,081	68,189	71,309	3,120	69,260	74,283	5,023	—	—	—
外国株式	34,993	78,460	43,467	34,346	80,718	46,371	35,712	75,775	40,063	35,466	79,265	43,799	—	—	—
合計	221,560	298,782	77,222	225,899	307,444	81,545	228,682	295,002	66,320	231,887	305,389	73,502	—	—	—

(注1) 上記数値は四捨五入のため、各数値の合算は合計値と必ずしも一致しません。

(注2) 団体生存保険・不動産については、国内債券に含めています。

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

3 退職等年金給付積立金の運用状況

(1) 資産構成割合

資産構成割合は、以下のとおりとなりました。

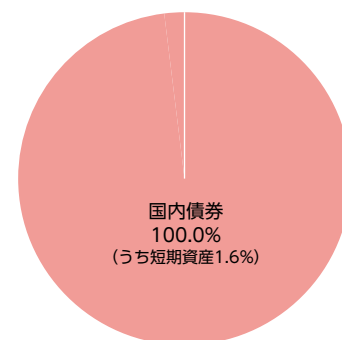
(単位:%)

	令和5年度末	令和6年度				基本 ポートフォリオ
		第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	年度末	
国内債券	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0
うち短期資産	(1.1)	(1.8)	(1.0)	(1.6)	—	
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0

(注1) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています。

(注2) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

第3四半期末 運用資産別の構成割合



(2) 運用利回り

実現収益率(簿価)は、0.15%となりました。

退職等年金給付積立金で保有する国内債券は、満期持ち切りを前提とするため、簿価評価としています。

(3) 運用収入額

実現収益額(簿価)は、37億円となりました。

(4) 資産額

運用資産残高(簿価)は、2兆6,023億円となりました。

(単位:億円)

	令和5年度末			令和6年度											
				第1四半期末			第2四半期末			第3四半期末			年度末		
	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益	簿価	時価	評価損益
国内債券	23,729	22,517	▲1,212	24,416	22,597	▲1,819	25,189	23,695	▲1,494	26,023	24,169	▲1,853	—	—	—
うち短期資産	(263)	(263)	(0)	(439)	(439)	(0)	(252)	(252)	(0)	(404)	(404)	(0)	—	—	—
合計	23,729	22,517	▲1,212	24,416	22,597	▲1,819	25,189	23,695	▲1,494	26,023	24,169	▲1,853	—	—	—

(注1) 時価及び評価損益は、仮に時価評価を行った場合の参考です。

(注2) 貸付金・投資不動産については、国内債券に含めています

(注3) 上記数値は速報値のため、年度末の決算等において、変更になる場合があります。

令和7年度における地方公務員 共済組合の事業運営について

ご紹介

令和7年度における地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の事業運営については、総務省から「令和7年度における地方公務員共済組合の事業運営について」(令和7年1月30日付け総行福第8号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)が示されたところです。

この通知は、共済組合の事業運営に関する一般的事項、短期給付に関する事項、長期給付に関する事項、保健事業に関する事項等から構成されております。

以下その内容を掲載します。

1 事業運営に関する一般的事項

1 (1) 地方公務員共済組合(以下「共済組合」という。)の業務の運営に当たっては、事務処理の合理化、職員の適正配置等により組織の簡素化を図ること。また、その組織の規模、構成等を勘案して適正な人事管理及び昇進管理を行うとともに、職員研修を一層充実し、職員の意識の向上及び職場の活性化を図ること等により、効率的な業務の執行体制を確保すること。

(2) 国においては「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)に基づき、新規増員の抑制を図りつつ、必要な場合には増員要求を行うこととするなど、行政機関の機構及び定員を厳格に管理している。また、地方公共団体においては、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(令和6年11月29日総行給第97号、総行公第100号、総行女第30号総務副大臣通知)に基づき、行政の合理化、能率化を図り、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組んでいる。共済組合においては、これらを勘案して、引き続き徹底した業務の見直しや効率化を図るとともに、共済組合を取り巻く課題に的確に対応できるよう、職員の年齢構成や退職者数を見通した上で、計画的かつ適正な定員管理の推進に取り組むこと。

2 (1) 職員の給与及び諸手当(退職手当を含む。)については、国家公務員の給与等の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の給与等の取扱いを勘案して適正に措置すること。このうち、国家公務員の諸手当においては、令和7年度から地域手当の支給地域及び級地区分・支給割合が見直されるほか、寒冷地手当の支給地域、扶養手当の支給額等において見直しが行なわれるので留意すること。

なお、施設職員の給与については、従事する業務の内容に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表に定める行政職俸給表(二)に相当する給料表を適用すること。

(2) 職員の勤務時間及び休暇等の勤務条件については、国家公務員の勤務条件の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の職員の勤務条件の取扱いを勘案して適正に措置すること。このうち、国家公務員の旅費においては、令和7年度から宿泊料はこれまでの定額支給方式から上限付きの実費支給方式となり、名称も宿泊費に変更されるほか、日当は宿泊を伴う旅行に限って支給されることとされ、名称も宿泊手当に変更されるなど、旅費の計算方法等に関して見直しが行われるので留意すること。

3 (1) 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により定められた長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置について、共済組合においても適切に対応すること。

(2) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)において、事業主は、国が行う対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むこととされている。共済組合においては、このことを踏まえ、適切に対応すること。

(3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等において、事業主にパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置及びセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが求められている。共済組合においては、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(令和2年厚生労働省告示第5号)等も踏まえ、適切に対応すること。

(4) 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)においては、男性の育児休業取得率について、2025年までに、国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤。以下同じ。)における1週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を50%、2030年までに、国・地方の公務員における2週間以上の取得率を85%、民間企業における取得率を85%とする目標の引き上げが行われた。

また、「第5次男女共同参画基本計画」(令和5年12月26日一部変更閣議決定)においては、女性の登用について、2025年度末までに、都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合を30%(40%)、都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合を16%(22%)、民間企業の係長(課長)相当職に占める女性の割合を30%(18%)とする目標の達成が求められている。共済組合においては、これらを踏まえ、適切に対応すること。

(5) テレワークについては、働き方改革や業務効率化、災害や感染症発生時の機能維持等のための有効な手段となっていることから、地方公共団体におけるテレワーク導入事例や「テレワークセキュリティガイドライン(第5版)」(令和3年5月総務省策定)等を参考に、その推進に取り組むこと。

(6) 感染症発生時においても、必要な業務を継続できるよう、業務の優先順位を検討し、継続すべき業務については、組織全体として必要な業務体制を確保すること。

4 共済組合においても、能力・実績に基づく人事管理を推進する観点から、国や地方公共団体の人事評価制度・運用を参考に、共済組合の実情に応じて公正かつ客観的な人事評価制度の実施に取り組むこと。

5 (1) 共済組合の事務処理については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の関係法令を遵守しつつ、共済組合を組織する地方公共団体における取組を勘案し、事務・事業の整理、民間委託、ICTの利活用、人事管理の適正化等を積極的に推進するなど、一層の経費の削減につながる事務処理を行うこと。

その際、次のことに留意すること。

- ① 事務用品の調達、システム開発等については、地方公務員等共済組合法等の関係法令を遵守の上、原則として、入札等の手続によること。
 - ② ICT化によるペーパーレス化については、ICT化に係る費用と効果の関係を十分検討すること。
 - ③ タクシー・ハイヤーについては、
 - ア 手荷物等の運搬の場合
 - イ 業務の緊急性や時間的な制約により、タクシー以外の公共の交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
 - ウ 通常用いる公共交通機関による帰宅が不可能となった場合
 - エ 出張の目的又は用務の内容により、タクシーを利用することが合理的である場合又は公共交通機関がなく、徒歩による移動が困難な場合
 - オ 健康管理上特に必要性が認められた場合等に利用すること。
 - ④ 出張については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。
- また、出張旅費については、

ア 行程等に支障のない限り、パック商品(運賃・宿泊代がセットになったもの)、割引航空券(普通航空券及び往復割引航空券を除く。)の利用を行い、利用後の航空券の半券、パック商品の領収書等を提出させ、管理

イ 日当については、国家公務員においては、名称が宿泊手当に変更され、日帰り旅行の場合は交通費以外の実費弁償の必要性が認められないため支給されず、一方で、宿泊を伴う旅行の場合は通常の勤務時と比べて夕朝食代に掛かり増しが発生すること等を踏まえ、一夜当たりの定額を支給されること等に留意すること。

⑤ 会議等については、業務における必要性等を十分に検討し、必要不可欠なものに限り実施すること。

(2) 「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)において、LED照明等の省エネルギー・脱炭素型の製品への買換え、多様で柔軟な働き方にも資するクールビズ・ウォームビズ等の身近な場面での取組等により、脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められている。共済組合においては、これらの取組を実施するよう努めること。

6 (1) 職員による横領・収賄、飲酒運転、個人情報漏えい等の不祥事件を未然に防止する観点から、綱紀の肅正、服務規律の確保及び職務に係る倫理の保持について、一層の徹底を図ること。

(2) 資金を扱う業務(年金の支払い、医療給付金の還付、資金運用、宿泊施設における売上金管理等)については、1人の職員ですべての事務を行うことのないよう、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討し、責任の所在を明確化することにより、管理体制及び運用の両面から事故防止対策を図ること。

(3) インターネットバンキングを利用する場合には、契約者番号やパスワードを適切に管理するとともに、送金指示を行う際には、上記(1)及び(2)の趣旨等を踏まえ、支払の決定行為を適正な手続を経て行うことや複層的なチェック体制を整えること等に留意すること。

7 契約事務を含む経費の執行に当たっては、経費支出の必要性及び内容について十分な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取扱いを参考に、疑念を招くことのないように適切なものとする。また、事務手続のより一層の透明性及び公平性を確保する観点から、法令の規定を遵守することはもとより、契約に関する諸規程に必要な改善を加えるなど、適正な対応を行うこと。

併せて、執行担当職員に対する権限の集中を避け、管理監督者の責任体制を確立するとともに、部内における相互けん制機能の発揮に努めること。

8 (1) 共済組合の個人情報の保護に関する規程は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号から第9号まで)の内容を踏まえたものとする。また、「個人情報の漏洩の防止に関する取組について」(令和6年7月8日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)に基づき、個人情報の漏えいを防止するための措置を講じ、これを徹底するとともに、個人情報を取り扱う職員に対して個人情報を取り扱う事務の処理方法及び個人情報保護の重要性に関する研修の充実を図ること等を通じて個人情報の適正な管理体制を確保すること。

なお、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、個人情報保護委員会並びに所管官庁及び当課に速やかにその旨を報告すること。

(2) 保険者番号及び組合員等記号・番号(以下「組合員等記号・番号等」という。)の取扱いについては、法令において、共済組合は、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業又はこれらの事業に関連する事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る組合員等記号・番号等を告知することを求めているとされている。組合員等記号・番号等の告知を求める際には、その必要性を事前に十分に検討すること。

(3) サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第13条の規定に基づく指定を受けた共済組合4法人については、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく万全の対策を講ずるとともに、地方公務員共済組合連合会や業務委託先とも連携を強化し、情報セキュリティマネジメントシステムのPDCAサイクルを適切に実行することを通じて、組織全体の情報セキュリティ水準の維持・向上を図ること。特に情報セキュリティインシデントに関しては、「独立行政法人等における情報セキュリティインシデント発生時の対応とその予防について」(令和2年9月29日総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室長通知)を踏まえ、インシデントの発生防止及び発生時の影響低減のための対策の実施、インシデントが発生した場合の当課への速やかな連絡や通信ログの取得・保存等、適切な調査や対処を可能とする対策を実施すること。

また、その他の共済組合については、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和6年10月2日総務省デジタル基盤推進室公表)等を参考とし、情報セキュリティに関する適切な対策を講ずること。

情報セキュリティを適正に確保するためには、情報セキュリティ対策の必要性と内容を職員が十分に理解していることが必要不可欠であることから、職員に対する情報セキュリティに関する研修の充実を図ること。特に、不審メールへの対処方法の周知等、職員へのセキュリティ教育を徹底すること。

(4) ソーシャルメディアについて、共済組合の服務規程等を遵守し、上記(3)掲載のガイドライン、「総務省公式SNS等(X(旧Twitter)、Facebook等)運用方針」(平成25年6月11日総務省政策評価広報課広報室公表)、「国家公務員のソーシャルメディアの私的利用に当たっての留意点」(平成25年6月28日総務省人事・恩給局参事官室公表)等を参考に、適切に利用を行うこと。

なお、利用に当たって多数の批判的コメントが寄せられた場合には、直ちに補足説明若しくは謝罪等の投稿を行うか又は静観等の対応を行うかを決定し、事態の解消を図ること。

9 (1) 国においては、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき定められた「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」(平成26年3月28日閣議決定)に基づき業務継続計画の策定が求められている。また、地方公共団体においては、「地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定について」(令和6年3月27日府政防第570号、消防第62号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)に基づき業務継続計画の策定が求められている。共済組合においても、国の取扱い及び共済組合を組織する地方公共団体の取扱いを勘案して、業務継続計画の策定や内容の充実に向けて検討すること。

(2) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき策定された「防災基本計画」(令和6年6月28日中央防災会議決定)において、国等が住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄等の普及啓発を図ることとされていることにかんがみ、共済組合においては、適切な備蓄等を行うよう努めること。

10 臨時・非常勤職員に係る組合員の資格取得の手続については、引き続き所属所とも十分に連携を図り、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第2条第1項第5号から第7号等に定められた要件を適切に適用していくこと。

11 組合員の標準報酬の決定及び改定に当たっては、当該標準報酬の額が掛金・負担金や給付額の算定に用いられることについて十分理解の上、適切に実施すること。

特に、いわゆる随時改定、育児休業等終了時改定又は産前産後休業終了時改定に係る算定基礎額の確認に当たっては、改定すべき要件を満たしているか、算定した額が著しく不当なものとなっていないかなどを確認し、適切に対応すること。

なお、一定の要件を満たす場合は、いわゆる保険者算定を行うことに留意すること。

12 (1) 共済組合が年金受給者や関係機関に送付する帳票等の様式や記載内容については、作業プロセスの中で、組織内でのチェック体制を強化し、その正確性に万全を期すこと。

(2) 給付に関する事務処理については、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)(以下「施行規程」という。)第119条の規定等を踏まえ、各共済組合で定める標準処理期間に則り、適切に事務処理を行うこと。

13 組合員及びその被扶養者(以下「組合員等」という。)並びに年金受給者に対し、共済組合制度についての理解を深めるよう積極的に広報活動を行うこと。

併せて、共済組合制度に対する信頼を確保するため、正確かつ迅速な事務処理の実施や相談業務の充実強化等、組合員等及び年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。

14 定年引上げを踏まえ、地方公共団体においては、60歳に達する職員に対して、60歳以後の任用、給与、退職手当の制度に関する情報提供を行うこととされていることから、共済組合においては、地方公共団体と連携し、年金制度等についての情報提供を行うこと。

15 共済組合以外の実施機関が発出するねんきん定期便に係る年金受給権者等からの照会内容のうち、被用者年金一元化前の共済組合制度に係るものについては、共済組合において責任を持って対応すること。

16 地方公共団体においては、生涯生活設計、健康保持増進等のライフプラン関連施策の計画的な推進が図られているところであるが、共済組合においても地方公共団体と協力しつつ、その推進を図ること。なお、この場合の費用については、当該事業の実施主体の役割分担、対象者の受益度等を勘案して適切に負担すること。

また、共済組合がライフプラン関連施策を推進するに当たっては、一般財団法人地域社会ライフプラン協会との連携及び協力やその諸事業の活用等の観点にも十分留意すること。なお、地方公務員も個人型確定拠出年金に加入できることに留意すること。

17 個人番号を含む特定個人情報の保護については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号)等に基づき、適切に対応すること。

- 18 組合員等及び年金受給権者の個人番号の取得に当たっては、正確なデータ登録を行う観点から、組合員資格取得届書や裁定請求書への記載により本人から個人番号の提供を受けた上で、個人番号に誤りがなければマイナンバーカードの写し等により、厳格な本人確認を行うこと。
- また、マイナンバー登録事務を行う際には、「地方公務員共済組合のマイナンバー登録事務(医療・年金)における留意事項等について」(令和6年6月5日総行福第158号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、適切に対応すること。
- 19 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、情報照会・提供機関として適切に対応するとともに、被扶養者の認定、年金の給付等に関する事務において積極的に活用すること。
- 20 組合員や年金受給権者からの申請・届出のオンライン化については、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月

9日閣議決定)等において、行政手続のオンライン化を推進するとされていることを踏まえ、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会における検討及び実施状況にも留意しつつ必要な対応を行うとともに、庁内LAN等、既に情報セキュリティが確保されている回線を利用することが可能な場合は、電子メール等による手続の実施に積極的に取り組むこと。

- 21 共済組合が法令に基づいて行う承認申請等については、事前に必要書類の確認等を行い、遺漏のないようにすること。
- また、事業報告書等の法令に基づく報告や各種統計・調査照会に係る回答データについては、組織内でのチェック体制を強化すること等により、その正確性の確保に万全を期すこと。
- 22 組合会会議録や事業及び決算に関する報告書(以下「会議録等」という。)については、共済組合のホームページに掲載するなど、組合員等が必要なときにいつでも会議録等を閲覧することができるよう環境整備に取り組むこと。

2 短期給付に関する事項

- 1 短期給付事業の実施に当たっては、制度改革や医療費の増高等の短期給付事業を取り巻く状況を把握の上、健全な事業運営の確保に努めること。
- 2 短期給付の財政状況が窮迫している共済組合が増加していることから、その健全性を確保するため、不適正な医療費を排除する観点に立ったレセプト審査の強化や、短期給付財政の安定化に資するための計画(データヘルス計画)に基づく、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施し、総合的な医療費の適正化対策を積極的に推進すること。
- 3 「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」(令和6年9月30日厚生労働省公表)において定められた目標の達成に向け、差額通知の発出等、ジェネリック医薬品の使用促進に引き続き取り組むこと。
- 併せて、共済組合の医療費の実態の関係者への周知、短期給付の財政状況の周知、適正受診のための普及活動の強化等、医療費増高対策を引き続き積極的に実施すること。
- 4 附加給付の給付水準等については、短期給付財政の厳しい状況等を踏まえ、その見直しを行うとともに、他の医療保険制度との均衡を勘案して適正に定めること。
- 5 柔道整復師の施術及びはり・きゅうの施術に係る療養費の支給に関する取扱いについては、それぞれ「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」(令和6年5月31日保発0531第1号厚生労働省保険局長通知)等により示されているところである。
- 柔道整復師の施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を求めているが、はり・きゅうの施術に係る療養費の支給にあつては総括票の添付を要していない。そのため、共済組合において総括票の添付を求める場合には、共済組合と施術者との間で総括票の取扱いを協議する必要があること等に留意の上、療養費の支給事務に遺漏のないよう適切に行うこと。

- 6 東日本大震災の被災組合員等については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)等により一部負担金の支払の免除措置等が講じられ、福島原発事故による避難指示等対象地域の一部の住民については一部負担金の免除措置が継続されているところであるが、今後の取扱いについてはその動向に注視すること。
- 7 健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)の利用については、医療保険者による医療保険者等向け中間サーバー(以下「中間サーバー」という。)への資格情報等の正確かつ迅速な登録が極めて重要であることから、引き続き資格情報等の正確かつ迅速な登録に遺漏のないよう適切に対応すること。
- このうち、施行規程第94条の2の規定に基づき、組合員から組合員資格取得届書又は被扶養者申告書(以下「資格取得届書等」という。)の届出を受けた日から5日以内に、当該届書に係る組合員又は当該申告書に係る被扶養者の資格情報等の中間サーバーへの登録を徹底すること。また、正確かつ迅速に資格情報等の登録を完了するため、所属機関に対し、確実に採用することが見込まれる者等に係る資格取得届書等について共済組合に内容の事前点検を依頼するよう積極的に働きかけを行うこと。
- 8 組合員等が安心してマイナ保険証を利用できるよう、組合員等に対し、新規資格取得・異動に係る手続の際、中間サーバーへの資格情報等の登録が完了するまでマイナ保険証による医療機関等の受診はできないこと、共済組合から資格情報等の登録が完了した旨が資格情報のお知らせ等により通知されること等について、あらかじめ周知を行うとともに、マイナ保険証を利用できない状況にある組合員等については、切れ目なく保険診療を受けられるよう、資格確認書の申請交付及び職権交付を確実にすること。
- マイナ保険証の利用は、自身の健康・医療データに基づく適切な医療が受けられるなどのメリットがあることから、地方公共団体と連携し、より一層の利用促進を図り周知広報の取組を充実すること。

- 9 被扶養者の認定については、地方公務員等共済組合法運用方針、「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」(令和3年5月13日総行福第129号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)、「『年収の壁・支援強化パッケージ』における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて」(令和5年11月1日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)、「組合員等からの暴力等を受けた被扶養者の取扱い等について」(令和3年3月31日総務省自治行政局公務員部福利課事務連絡)等の取扱いに遺漏のないよう適切に対応すること。

3 長期給付に関する事項

- 1 長期給付については、平成27年10月の被用者年金の一元化に伴い、公務員の厚生年金への加入及び「年金払い退職給付」制度が創設されたところである。共済組合においては、いわゆるワンストップサービスの実施や2以上の種別の被保険者期間を有する者に係る在職支給停止等の各種事務手続について、共済情報連携システムを効果的に活用すること等により、引き続き遺漏のないよう適切に対処するとともに、年金制度全般に対する職員の理解の一層の促進を図ること。
- 2 組合員原票の移管、全組合員期間に係る標準報酬(給与)記録の管理、国民年金制度における第3号被保険者の届出経由、基礎年金の支払い、加給年金額対象者のデータ管理、併給調整に関する情報交換並びに雇用保険給付及び老齢厚生年金に係る調整対象者の調査把握等の事務処理について、遺漏のないよう努めること。
- 3 長期給付に係る事務処理については、年金事務機械処理標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム等の活用により事務の省力化及び迅速化を一層推進し、年金受給者の便宜に一層配慮すること。
- 4 年金の支給額の誤りを防止するため、年金の裁定、決定及び改定並びに支給に当たっては、職員の事務分担及び責任の所在を明確化し、職員相互間及び管理監督者のチェック方法を再検討するなど、その管理体制及び運用の両面から適正を期すとともに、受給権者の生存の事実等の現況を正確に把握し、過誤払いの防止に努めること。
- 5 「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年12月27日閣議決定)において、所得税の基礎控除の引上げを行うこととされ、この見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等、所要の措置を講ずることとされた。今後、これに関連する法案が成立し、関係規定が施行された場合には、共済組合において年金受給者の公的年金等に係る源泉徴収事務を適切に実施すること。
- 6 年金の支給事務の実施に当たっては、被用者年金一元化に係る実施機関が複数あるため、当該共済組合における事務の遅滞等により他の実施機関における年金の支給事務に影響が及ぶことのないよう適切に対応すること。
- 7 組合員及び年金待機者の利便性の向上並びに将来の年金請求に係る意識付けを図るため、インターネットを効果的に活用し、本人への年金情報提供を適切に行うこと。
- 8 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に当たっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)等の関係法令を遵守するとともに、当該システムの利用により受領した本人確認情報(氏名、住所、個人番号等)については、適切に管理すること。また、地方公共団体情報システム機構が作成・提供するセキュリティチェックリストによる自己点検を通じて、必要な対策の見直し等を行い、セキュリティの維持向上を図ること。
- 9 年金制度に対する信頼を確保するため、年金受給者に対するサービスの一層の向上に努めること。例えば、年金決定請求書のターンアラウンド方式化等、年金受給者等に提出を求める書類について法令の規定の範囲内で提出する者の便宜に十分配慮したものとし、給付の決定内容の通知及び振込金融機関の取扱いについて可能な限り受給者の便宜に配慮すること。
- 10 施行規程第164条の9又は第164条の10の規定に基づき、組合員等に対して発出した通知が当該組合員等の住所不明等の理由により返送された場合には、当該組合員等に通知が届くよう可能な限りの手段を講じること。
- 11 「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第1号)、共済組合が定める基本方針等に基づき、適切に積立金の管理及び運用を行うこと。
また、積立金の運用に当たっては、適切な資金運用計画を作成し、社債等については取得後も適格格付機関からの格付を確認するなど、運用対象商品の特性等に留意しつつ、常に金融市場の動向に注意を払いながら、最新かつ正確な情報を迅速に分析し、的確な判断を行うこと等により、長期的な観点から安全かつ効率的な運用に努めること。

1 保健事業については、短期給付事業の財政状況にかんがみ、組合員等の健康教育、健康相談、健康診査等のメンタルヘルスを含む健康の保持増進に資する事業を重点的に行うこと。事業の実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に係る留意事項について」(令和5年12月27日総行福第226号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、共済組合、所属所、組合員等ごとに、生活習慣の状況、健康状態、医療機関への受診状況、医療費の状況等を適切に把握した上で、組合員等の健康状態等の分類に応じて効果が高いと予測される事業を実施するよう努めること。

また、データヘルス計画については、共通評価指標も参考に、自組合の事業の実施率やリスク保有者割合の状況を客観的に捉えるとともに、他の医療保険者との相対比較をしながら、目標が達成されるよう継続的に事業の見直しを図り、PDCAサイクルに沿った事業実施に努めること。

なお、地方公務員等共済組合法第112条第3項に基づき、地方公共団体等に対し、組合員等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求めることが可能であることに留意すること。

2 (1) 人間ドック、がん検診、生活習慣病検診等、疾病予防に資する事業については、特定健康診査及び特定保健指導(以下「特定健康診査等」という。)の実施と併せて、地方公共団体における厚生事業と共同で実施するなど、その充実に努めること。

なお、特定健康診査等の実施に当たっては、厚生労働省が全保険者の特定健康診査等の実施率を公表していることに留意すること。

また、がん検診のうち子宮頸がん検診及び乳がん検診については、「第5次男女共同参画基本計画」において、地方公務員については、地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診に関し、女性職員が受診しやすい環境整備を行うことが求められている。このことを踏まえ、共済組合においても、共済組合が実施する疾病予防に資する事業における子宮頸がん検診・乳がん検診について、受診率の向上のために女性職員が受診しやすい環境整備を行うよう適切に対応すること。

(2) 地方公共団体が事業主として実施する健康診断の内容と十分に調整を行うとともに、当該健康診断を地方公共団体からの委託等により実施する場合には、当該地方公共団体に対して適正な費用負担を求めること。

3 組合員の健康の保持増進のためには、共済組合と事業主である地方公共団体等が積極的に連携し、疾病予防や健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施するコラボヘルスの取組が重要であること。なお、その実施に当たっては、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組に対する連携・協働の推進について」(令和5年12月27日総行福第227号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、健康スコアリングレポートや医療費データの分析結果等を地方公共団体等に説明し、健康課題を把握させ、保健事業の必要性に対する理解を促進すること。

4 保健事業については、後期高齢者支援金の加算・減算制度において、加算対象となる実施率の基準が過去の実績を踏まえて毎年度設定されることとなった一方で、予防・健康づくりや医療費適正化に取り組む保険者に対するインセンティブがより重視されている。短期給付財政の安定化・健全化という観点から、特定健康診査等の実施率の向上等に加え、糖尿病等の重症化予防・がん検診・後発医薬品の使用促進等、制度の枠組みに沿った事業の積極的な実施に努めること。

5 過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)において、国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者、その親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保等、過労死のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行うものとされている。このことを踏まえ、電話による健康相談や、臨床心理士・カウンセラーの面談によるメンタルヘルス相談等、組合員等の利用推奨を図るとともに相談体制の充実に努めること。

6 宿泊施設利用助成事業については、公務出張における宿泊では助成券を利用することができないこと等、助成券の利用範囲等について組合員に十分周知すること。

また、利用が特定の組合員に偏ることがないように助成の在り方について十分留意するとともに、不正利用を防ぐための交付手続の厳格化、契約施設での組合員等であることの確認の徹底その他の方策を実施することにより、事業の適切な実施の確保に努めること。

5 宿泊事業(保健事業として実施しているものを含む。)に関する事項

1 宿泊施設の運営に当たっては、「旅館業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第52号)を踏まえ、旅館業法(昭和23年法律第138号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、消防法(昭和23年法律第186号)、健康増進法(平成14年法律第103号)等の関係法令の規定を遵守すること。

2 宿泊施設は、本来、組合員の福祉を増進することを目的としており、その利用については、組合員を中心とすべきものである。組合員のニーズに沿ったサービスの展開や、組合員をはじめとした顧客に対する積極的なPRを通じて効率的な利用に資する努力を行うとともに、弾力的な料金設定や施設職員の研修の充実による接客サービスの向上等により、組合員を中心とする利用率の向上を図ること。

3 宿泊施設の運営については、組合員のニーズを踏まえることはもとより、施設の経営の実態を的確に把握し、需要の動向、経営環境の変化等の的確な分析に基づき、適切な経営計画を策定することや今後の経営見通しを明らかにすることにより計画的に取り組むこと。併せて、関係者に対する丁寧な説明や周知を適切に行うこと。

また、運営委託費の見直しや業務委託等の推進による人件費等の経費の削減、利用率を向上するためのサービスの拡充や利用料金の見直し等による収入の増加を図り、安易に保健経理からの繰入金等で不足金を賄うことのないよう、独立採算の確保により一層努めること。

4 今後の経営見通しについて検討した結果、現状のままでは経営が困難である施設や他経理からの繰入金及び借入金が必要となり独立採算の確保が困難と見込まれる施設については、外部の専門家に委託して経営診断を実施すること等によりその原因の分析を行い、抜本的な経営改善対策又は施設の存廃について十分に検討し、速やかに所要の措置を講ずること。

この場合、組合員のニーズ若しくは事業の意義が低下し、又は著しい不採算に陥っている施設は整理すること。

併せて、関係者に対する説明や周知を適切に行うとともに、施設を整理する場合は、従業員に対する退職後の就業支援を行うなど、必要な対応を行うこと。

5 施設運営の一部又は全部を委託する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 委託先の選定に当たっては一般競争入札を原則とし、これにより難しい場合にあっては、競争性、公平性、透明性等が十分に確保される方法によること。
- ② 委託先から、事業報告書及び決算書のほか、施設の経営分析に必要な情報や委託先の業務体制や業務内容に関する資料について定期的に報告を求め、委託によるサービスの向上やコストの削減が図られているか、十分に精査すること。
- ③ 委託契約は適切な期間を定めて締結するとともに、現委託先との契約を安易に継続することなく、業績の評価を行った上で、適宜見直しを行うこと。
- ④ 委託先の経営状況についても定期的に報告を求めるなど、常に安定した施設運営が確保されるよう努めること。

6 新たな施設の建設又は増築は原則として行わないこと。また、組合員の新たなニーズに対しては民間施設の利用を基本とすること。

仮に施設の改良を行う場合には、地元の経済団体、旅館組合等との調整をよく行い、民間施設と競合しないよう配慮すること。

また、施設の改良又は改修を行う場合には、有効性及び効率性の観点から、費用に見合った効果が得られるかどうか十分に検証した上で、十分な自己資金を含めた資金計画を立てること。

6 貯金事業に関する事項

最近における経済及び金融情勢の動向にかんがみ、支払利率の設定に当たっては、慎重に行い安全な範囲にとどめること。また、今後の預金支払いの動向を踏まえ、将来にわたり持続可能な資金管理を行うこと。

なお、仕組債については、(1)複雑な条件が附されている、流動性に乏しく長期保有を余儀なくされるなどリスクの高いものを資産に組み入れないこと、(2)これら以外のものについても、資産への組入れ割合を十分に考慮することに留意するとともに、現に保有するハイリスクな仕組債については、時機を見て適宜処分すること。

7 貸付事業に関する事項

- 1 資金の貸付けについては、年度間を通ずる的確な資金計画の作成、期末・勤勉手当からの償還制度の活用等により資金の効率的運用を図ること。
- 2 貸付けの実施については、貸倒れ事故防止のため、借入申込時にその内容、借受人の償還能力等について共済組合が十分調査するなど、貸付要件の厳格化及び事前審査の充実を図るとともに、未償還元利金の回収に努めること。
- 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた自然災害の被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(平成27年12月25日自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会公表)による債務整理の申出があった場合の取扱いについては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインについて」(平成28年12月8日総行福第212号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)により運用しているところであり、引き続き遺漏のないよう対応すること。
- 4 財形住宅貸付制度については、子育て中の組合員に対し貸付利率を引き下げる特例措置や自然災害により住宅に被害を受けた組合員に対する貸付利率の引き下げ等、その制度の周知に努めるとともに、他の住宅資金貸付等についても必要に応じ資料を提供するなど、組合員の生活の安定に資するよう配慮すること。

8 物資事業に関する事項

- 1 物資事業の実施に当たっては、事業内容について十分検討を行うとともに、組合員の意向を勘案した適切な方法により行うこと。この場合における物資の供給については、共済組合、組合員及び業者との三者間の契約によってのみ行うこと。なお、事業の実施に当たっては、的確な運営を行い、独立採算の確保について十分に留意すること。
- 2 物資事業に関する事故を防止するため、事務所に多くの現金等を保管せず、口座への振込みをこまめに行うとともに、持ち出しが容易な金庫への保管を避けるなど、現金等の適切な管理を徹底すること。
- 3 物資購入票の不正利用対策として、所属所における物資購入票の管理等を厳格化するとともに、組合員に対して利用方法等の周知徹底を図り、事業の適切な実施の確保に努めること。

9 事業計画及び業務経理予算の作成に関する事項等

- 1 事業計画の策定に当たっては、効率的な事業計画に資するよう、経理ごとに、あらかじめ年度間、四半期及び月間を通ずる資金計画を立てること。
- 2 共済組合の人件費等、事務に要する経費については、地方公務員等共済組合法に基づき、地方公共団体の負担等により賄われている。地方公共団体においては人件費を中心とする行政経費の節減が図られていることを踏まえ、その積算に当たっては、事務に要する経費の見直しを行い、より一層の節減・合理化を図ること。
- 3 業務経理予算の作成については、次のことに留意すること。
 - ① 職員給与等
職員給与等の積算に当たっては、定数又は現員のいずれか少ない方で積算すること。
併せて、退職給与引当金については、前事業年度末において計上すべき退職給与引当金の額から前々事業年度末の退職給与引当金を控除した額(当該額の計上が困難な場合は、給料年額の12分の2以上の額)を計上すること。
 - ② 厚生費
健康診断に要する費用のみを計上すること。
 - ③ 事務費
事務費については、原則前年度の予算額を超えることのないよう見直しを行い、必要最小限の額を計上すること。
 - ④ 上記第1から第8までに掲載されている内容を踏まえ、所要の経費を計上すること。

令和7年度の年金額改定について

「令和6年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数。令和7年1月24日総務省公表)を踏まえて、厚生労働省は、令和7年度の年金額は、法律の規定に基づき、令和6年度から1.9%の引上げとなることを公表しました。その概要をお知らせします。

令和7年度の年金額の例

	令和6年度(月額)	令和7年度(月額)
国民年金 ^{※1} (老齢基礎年金(満額):1人分)	68,000円	69,308円 (+1,308円)
厚生年金 ^{※2} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	228,372円	232,784円 (+4,412円)

※1 昭和31年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金(満額1人分)は、月額69,108円(対前年度比+1,300円)です。

※2 男性の平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)45.5万円)で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金(満額))の給付水準です。

■ 多様なライフコースに応じた年金額

令和6年の財政検証において、個人単位での公的年金加入履歴から、各世代の65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し(年金額の分布推計)が作成されました。当該推計を基にした令和6年度に65歳になる者の加入期間や収入を基礎に、経歴類型・男女別の令和7年度の年金額を概算すると下表のとおりとなります。

経歴類型・男女の別	令和6年度(月額)	令和7年度(月額)※1	備考※2
①厚生年金期間中心 (20年以上)の男性	170,223円	173,457円 (+3,234円)	平均厚生年金期間:39.8年 平均収入:50.9万円 基礎年金:68,671円 厚生年金:104,786円
②国民年金(第1号被保険者) 期間中心(20年以上)の男性	61,188円	62,344円 (+1,156円)	平均厚生年金期間:7.6年 平均収入:36.4万円 基礎年金:48,008円 厚生年金:14,335円
③厚生年金期間中心 (20年以上)の女性	129,654円	132,117円 (+2,463円)	平均厚生年金期間:33.4年 平均収入:35.6万円 基礎年金:70,566円 厚生年金:61,551円
④国民年金(第1号被保険者) 期間中心(20年以上)の女性	59,509円	60,636円 (+1,127円)	平均厚生年金期間:6.5年 平均収入:25.1万円 基礎年金:52,151円 厚生年金:8,485円
⑤国民年金(第3号被保険者) 期間中心(20年以上)の女性	75,379円	76,810円 (+1,431円)	平均厚生年金期間:6.7年 平均収入:26.3万円 基礎年金:67,754円 厚生年金:9,056円

※1 令和7年度の年金額は、令和6(2024)年財政検証・年金額分布推計を基に計算した令和6年度の年金額に、金額が改定されない付加年金を除き引上げ率1.9%を乗じた額を合算して算出。付加年金額は①24円、②371円、③34円、④241円、⑤77円。なお、端数処理のため年金額は内訳(基礎年金、厚生年金)の合計額と一致しない。

※2 「基礎年金」には、基礎年金額(国民年金記録の免除等を反映させたもの)の他、基礎年金に相当すると考えられる加算額(振替加算、経過的加算、付加年金)を含む。また、「平均収入」は、賞与を含む月額換算である。

年金額の改定ルール

年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっています。物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、令和7年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3%)を用いて改定します。

また、令和7年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われます。

よって、令和7年度の年金額の改定率は、1.9%となります。

■ 参考:令和7年度の参考指標

- ・ 物価変動率 ……2.7%
- ・ 名目手取り賃金変動率^{※1} ……2.3%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率^{※2} …▲0.4%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率(0.0%)を乗じたものです。

◆ 名目手取り賃金変動率(2.3%)

$$= \text{実質賃金変動率(▲0.4\%)} + \text{物価変動率(2.7\%)} + \text{可処分所得割合変化率(0.0\%)} \\ (\text{令和3～5年度の平均}) \quad (\text{令和6年の値}) \quad (\text{令和4年度の値})$$

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、平成16年の年金制度改革により導入されました。マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。マクロ経済スライドは、平成27年度、令和元年度、令和2年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度の計6回発動しています。

◆ マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.4%)

$$= \text{公的年金被保険者総数の変動率(▲0.1\%)} + \text{平均余命の伸び率(▲0.3\%)} \\ (\text{令和3～5年度の平均}) \quad (\text{定率})$$

国民年金保険料について

国民年金の保険料は、平成16年の年金制度改革により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度水準で16,900円)に達し、引上げが完了しました。

その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者(自営業の方など)に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より、平成16年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、平成16年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、令和8年度の保険料額は以下のとおりとなります。

	令和7年度	令和8年度
法律に規定された保険料額 (平成16年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	17,510円 (+530円) ※令和6年度は16,980円	17,920円 (+410円)

在職老齢年金について

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、令和7年度の支給停止調整額は以下のとおりとなります。

	令和6年度	令和7年度
支給停止調整額	50万円	51万円

【参考】

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、令和6年の物価変動率（2.7%）に基づき、2.7%の引上げとなります。

		令和6年度（月額）	令和7年度（月額）
①	障害者などに対する給付※1	特別障害給付金 (1級) 55,350円 (2級) 44,280円	(1級) 56,850円(+1,500円) (2級) 45,480円(+1,200円)
		特別児童扶養手当 (1級) 55,350円 (2級) 36,860円	(1級) 56,800円(+1,450円) (2級) 37,830円(+970円)
		特別障害者手当	28,840円 29,590円(+750円)
		障害児福祉手当	15,690円 16,100円(+410円)
②	原子爆弾被爆者に対する給付※2	健康管理手当	36,900円 37,900円(+1,000円)
③	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,310円※3 5,450円※3(+140円)
		障害年金生活者支援給付金 (1級) 6,638円 (2級) 5,310円	(1級) 6,813円(+175円) (2級) 5,450円(+140円)
		遺族年金生活者支援給付金	5,310円 5,450円(+140円)
④	母子家庭・父子家庭などに対する給付（所管：こども家庭庁）	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合) (第1子) 45,500円 (第2子以降) 10,750円 ※令和6年11月分以降	(第1子) 46,690円(+1,190円) (第2子以降) 11,030円 (+280円)

※1 この他、経過的福祉手当がある。

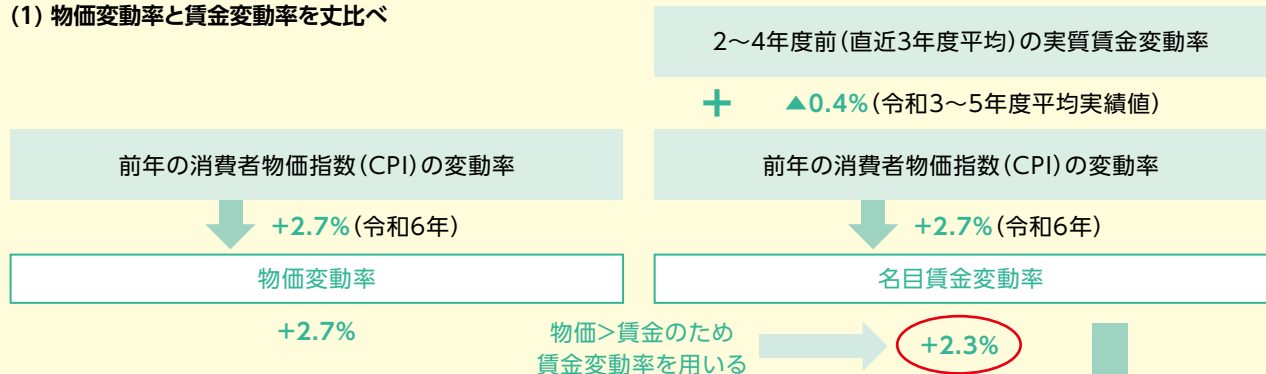
※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

令和7年度の年金額の改定について

- 年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっており、物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定する。
- この結果、令和7年度の年金額は、前年度から+1.9%のプラス改定となる。

(1) 物価変動率と賃金変動率を比べ

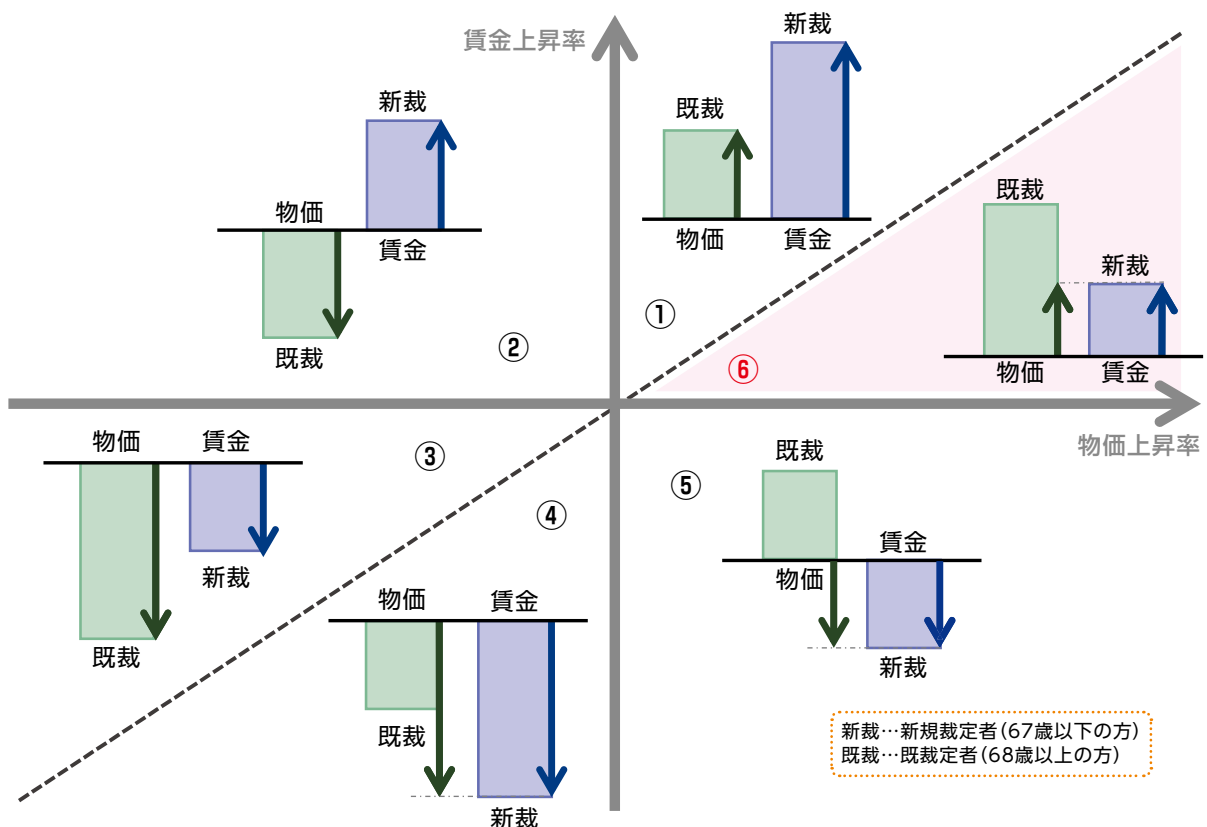


(2) マクロ経済スライドによる調整 $\triangle 0.4\%$

$[\triangle 0.4\%]$ …令和7年度のマクロ経済スライド調整率($\triangle 0.4\%$)
=被保険者数の変化率($\triangle 0.1\%$) + 平均余命の伸び率を勘案した一定率($\triangle 0.3\%$)

年金額改定率 $+1.9\%$

年金額の改定(スライド)のルール



年金制度等の日誌

■ 年金制度等に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R7.1.30	平成二十七年総務省告示第三百四十二号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部改正(総務省告示第20号)
R7.1.30	平成二十七年総務省告示第三百四十三号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件)の一部改正(総務省告示第21号)
R7.2.28	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第1号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R7.1.14	社会保障審議会年金数理部会(第103回)

業務等の状況

■ 会議開催状況

2月25日 第145回役員会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和7年度事業計画及び予算の大綱(案)について
2月27日 第147回運営審議会	○場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 ○内容 令和7年度事業計画及び予算の大綱(案)について



宿泊施設 の紹介

地方職員共済組合
千葉県支部

地方職員共済組合千葉県支部

ホテルプラザ菜の花

モノレール県庁前駅隣接、JR本千葉駅より徒歩3分と観光やビジネスの拠点におすすめ。
ホテル周辺には千葉県庁、千葉県警察本部など官公庁が多く立ち並びます。



外観



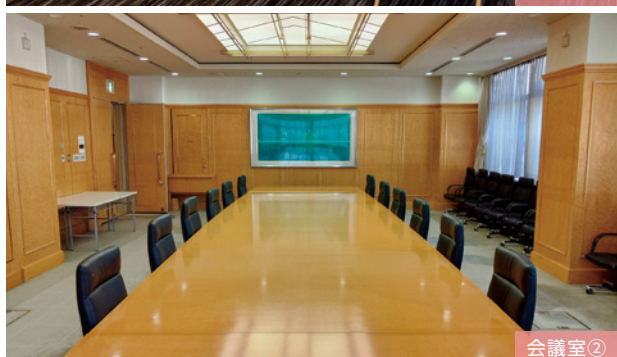
シングル



和洋室



会議室①



会議室②



ロビー

ご予約・お問合せ

〒260-0854 千葉県千葉市中央区長洲1-8-1
☎ 043-222-8271 ☎ 043-227-4649
🌐 <https://www.hotelplaza-nanohana.com/>
✉ nanohana@kokusai-hotels.com

交通のご案内

JR本千葉駅より徒歩3分
JR千葉駅東口より千葉都市モノレール県庁前行5分、県庁前駅下車すぐ
京葉道路松ヶ丘ICより千葉駅・県庁方面へ車で10分

千葉のおすすめ観光スポット



亥鼻公園

千葉常胤が居を構えた千葉発祥の地、猪鼻山に造られた公園。春にはさくらまつりが行われ、屋台の出店や地元物産品などの販売、夜のライトアップでは、昼間とは違う幻想的な景観が楽しめます。



成田山新勝寺

千葉県成田市にある真言宗智山派の大本山。成田駅前から約800m続く表参道には150店以上の飲食店や土産物屋が立ち並び、食べ歩きや鰻などのグルメが楽しめます。



清水溪流広場(濃溝の滝・亀岩の洞窟)

洞窟から差し込む光が水面に反射し、ハート形を描き出す写真がSNSを中心に話題になりました。四季折々の美しい景色が楽しめます。



大山千枚田

3.2ヘクタールの傾斜地に375枚が階段状に並ぶ。「日本の棚田百選」にも選ばれており、懐かしい里山の風景が広がります。



佐倉ふるさと広場

本格オランダ風車がシンボルの公園で、四季折々の花々が楽しめます。3月下旬から4月中旬に「佐倉チューリップフェスタ」が開催され、色とりどりのチューリップが一面に広がります。



いちご狩り

千葉県内各地で1月～5月頃まで楽しめます。様々な品種の食べ比べを楽しんだり、十分に完熟して甘みが増したいちごをその場で味わうことができます。



<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合	https://www.chikyoai.or.jp/
公立学校共済組合	https://www.kouritu.or.jp/
警察共済組合	https://www.keikyo.jp/
東京都職員共済組合	https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/
全国市町村職員共済組合連合会	https://ssl.shichousonren.or.jp/
指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合	

連合会だより・第243号

令和7年3月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真:小湊鐵道 房総里山トロッコ(千葉県市原市)

小湊鐵道の五井駅～養老渓谷駅間を走る、『房総里山トロッコ』。

2015年11月15日に運行が開始され、3月中旬～12月上旬の土曜・日曜・祝日を中心に運行。

通常の列車よりもゆっくりと走り、いくつかの駅では長めに停車したり、ホームで軽食や飲料の販売などが行われます。

4両の客車の車内には木材を使用した木製座席が設けられており、天井はガラス張りで、そのうち2両には窓がありません。

里山のさわやかな風を全身で感じながら、開放感たっぷりの列車旅がお楽しみいただけます！

